

## ■ 行政不服審査法

### ● 用語

① 処分：行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（§ 1 II）

（\*）「処分」には、条例に基づく処分も含まれる（行政手続法 § 2 ①③）。国、地方公共団体のほか、個々の法律の規定により処分権を与えられた独立行政法人等も「行政庁」に含む。

→ 法的効果をもたない単なる指導、あっせん、勧告は処分性がないので、「処分」には含まれない。一方、公権力的・継続的性質の事実行為は含まれる（審査請求により救済する実益があるため。）

→ 条例で、行政不服審査法等で保障された手続を制限することはできない。

（\*）行政不服審査法は、条例による処分については、一般法として適用される。行政事件訴訟法も同じ。一方、行政手続法は、条例による処分は適用除外とし、行政手続条例に委ねている。

### ●● 最高裁判例「登録実用新案の技術的範囲についての判定に対する行政不服審査法による異議申立についての裁決取消請求」（民集第 2 2 卷 4 号 9 3 6 頁）

#### 【要旨】

（ア）特許発明または実用新案の技術的範囲についての判定は、特許庁の単なる意見の表明であつて、鑑定的性質を有するにとどまる。

（イ）右判定は行政不服審査の対象となりえない。

#### 【理由】

判定は、特許等に関する専門的な知識経験を有する三名の審判官が公正な審理を経て行なうものではあるが、特許法は判定に法的効果を与えることを前提とする規定を設けていないこと、他方、所論のごとく判定の結果が訴訟に対して既判力を及ぼすわけではなくして証拠資料となり得るに過ぎず、しかも、判定によつて不利益を被る者は反証を挙げてその内容を争うことができ、裁判所もまたこれと異なる事実認定を行なうのを妨げられないことに思いをいたせば、それは、特許庁の単なる意見の表明であつて、所詮、鑑定的性質を有するにとどまるものと解するのが相当である。されば、特許法七一条所定の判定は、行政不服審査の対象としての行政庁の処分その他公権力の行使に当る行為に該当しない。

★ 判定は処分ではないので、行政不服審査の対象にはならない。

（略）

（審査請求をすべき行政庁）

第四条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

(\*) 行政書士の登録：行政書士となるためには、日本行政書士会連合会が備える行政書士名簿に登録を受けなければならないが、「登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、総務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる」（行政書士法6条の3第1項）との定めがある。この場合、日本行政書士会連合会は処分庁ではあるが、総務大臣は日本行政書士会連合会の直近上級行政庁ではない。

二 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長

三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前二号に掲げる場合を除く。) 当該主任の大臣

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

	審査請求	再調査の請求	再審査請求
	原則として当該処分庁等の最上級行政庁	処分庁	(再)審査庁
提出	審査請求書	再調査の請求書	再審査請求書
要件	①行政庁の処分に不服がある者(処分) ②(不作為)法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者:当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合	行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、 <u>法律に再調査の請求をすることができる旨の定め</u> があるとき	行政庁の処分につき <u>法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合</u>
審査請求期間(処分)	①処分があったことを知った日の翌日から起算して三月 ②再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月 ③処分があった日の翌日から起算して一年	①処分があったことを知った日の翌日から起算して三月 ②処分があった日の翌日から起算して一年	①原裁決(再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決)があったことを知った日の翌日から起算して一月 ②原裁決があった日の翌日から起算して一年
「正当な理由」による延長	○	○	○

審査請求期間 (不作為)	いつでも可能	×	×
口頭による審査 請求(§20)(*) 他の法律・条例に 口頭でできる旨の 定めがある場合	○	○	○
口頭意見陳述 (§31I)	○	○	○
処分庁等に対す る質問(§31V)	○	×	○
提出書類等の閲 覧等(§38)	○	×	○
処分の執行停止 (§25)	○	○	○

西宮市が、都市計画決定に関して、兵庫県知事に対して異議申立てを行った事案

(\*)「上級行政庁」

●● 昭和 57. 7.15 大阪高裁「異議申立却下決定取消等請求控訴事件」

【理由】

行政不服審査法五条一項一号にいう「上級行政庁」とは、行政組織ないし行政手続上において処分庁の上位にある行政庁であつて、その行政目的達成のため、当該行政事務に関し、一般的・直接的に処分庁を指揮監督する権限を有し、若し処分庁が違法又は不当な処分をしたときは、これを是正すべき職責を負い、場合によつては、職権を以て当該処分の取消・停止をなし得るものである。そうすると、知事は、もともと、市とは別個の行政主体に属し、市との間に上下の関係はなく、市に対しいわゆる指揮監督権を有するものではないから、市との関係において行政不服審査法五条一項一号にいう「上級行政庁」にならないというべきである。

★ 本件は、で、地方自治法上、知事は上級行政庁にはあたらないと判示された。

(略)

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関(→基本的には合議制の機関。審理員の氏名のほか、行政不服審査会等への諮問も不要。)が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別

の定めがある場合又は第二十四条（審理手続を経ないでする却下裁決）の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

（＊）審理員は審査庁の補助機関。

（＊）地方公共団体の例外

① 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、審理員による審査は不要（§ 9）。

② 不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、第三者機関を置くこととすることができる。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
- 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
- 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

（略）

（代理人による審査請求）

第十二条 審査請求は、**代理人**によってすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、**特別の委任**を受けた場合に限り、することができる。

（＊）「代理人」は弁護士等の士業に携わる者である必要はない。ただし、報酬を得る目的で審査請求の代理をすることは弁護士法72条に抵触する。なお、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士については、別段の定めがあり、一定の不服申立事件については業として代理を行うことができる。

（略）

（裁決の方式）

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- 一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。)

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間(第六十二条に規定する期間をいう。)を記載して、これらを教示しなければならない。

●● 最高裁判例「青色申告承認取消処分取消請求」(民集第16巻12号2557頁)

【要旨】

審査決定の通知書に「貴社の審査請求の趣旨、経営の状況、その他を勘案して審査しますと、芝税務署長の行つた青色申告届出承認の取消処分は誤りがないと認められますので、審査の請求には理由がありません」と記載しただけでは、理由附記としては不備であつて、審査決定は違法として取り消すべきである。

【理由】

法人税法三五条五項(昭和三七年法律六七号による削除前)が、審査決定の書面に理由を附記すべきものとしているのは、訴願法や行政不服審査法による裁決の理由附記と同様に、決定機関の判断を慎重ならしめるとともに、審査決定が審査機関の恣意に流れることのないように、その公正を保障するためと解されるから、その理由としては、請求人の不服の事由に対応してその結論に到達した過程を明らかにしなければならない。ことに本件のように、当初税務署長がした処分に理由の附記がない場合に、請求人の請求を排斥するについては、審査請求書記載の不服の事由が簡単であつても、原処分を正当とする理由を明らかにしなければならない。

【理由】

審査請求書	審査請求の趣旨及び理由、審査請求に係る処分の内容等
処分についての審査請求に対する弁明書	処分の内容及び理由
不作為についての審査請求に対する弁明書	処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
裁決書	主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、理由(主文が審理員意見書、行政不服審査会等、審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。)
裁決書(公正取引委員会・国家公安委員会・金融庁・消費者庁:内閣府設置法)	主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、理

第49条、内閣府の外局、公安審査委員会・中央労働委員会：国家行政組織法・三条委員会、消費者委員会：内閣府設置法第37条、内閣府の審議会等、地方自治法に規定する委員会、委員又は同、機関：（教育委員会や公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等）	由
決定書（再調査の請求の認容、請求の却下又は棄却の決定）	主文及び理由
（再審査請求に対する）裁決書	主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、理由（再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合において、主文が審理員意見書と異なる内容であるときは異なることとなった理由を含む。）

（略）

（情報の提供）

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「**不服申立て**」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

（\*）行政手続法

（情報の提供）

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

	「不服申立て」
--	---------

不服申立てをすべき行政庁等の 教示(§ 82)	審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく 不服申立て
情報の提供(§ 84)	審査請求、再調査の請求 <u>若しくは再審査請求</u> 又は他の 法令に基づく不服申立て

【参考情報】

● 厚生年金保険法

(審査請求及び再審査請求)

第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第二十八条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。

- 2 第一項の審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
- 3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(審査請求と訴訟との関係)

第九十一条の三 第九十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

● 国税通則法

(行政不服審査法との関係)

第八十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て(次項に規定する審査請求を除く。)については、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(第二章(審査請求)及び第三章(再調査の請求を除く。))の定めるところによる。

- 2 第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求については、この節(次款及び第三款(審査請求)を除く。)その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。

3 酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法 の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

**【参考判例】**

●● 最高裁「国税賦課処分無効請求事件」昭和 36 年 3 月 7 日（民集第 15 卷 3 号 381 頁）

**【裁判要旨】**行政処分の瑕疵が明白であるということは、処分要件の存在を肯定する処分庁の認定の誤認であることが、処分成立の当初から、外形上、客観的に明白であることをさすものと解すべきである。

**【理由】**行政処分が当然無効であるというためには、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならず、ここに重大かつ明白な瑕疵というのは、「処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な瑕疵がある場合」を指すものと解すべきことは、当裁判所の判例である。

右判例の趣旨からすれば、瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である場合を指すものと解すべきである。また、瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決すべきものであつて、行政庁が怠慢により調査すべき資料を見落したかどうかは、処分に外形上客観的に明白な瑕疵があるかどうかの判定に直接関係を有するものではなく、行政庁がその怠慢により調査すべき資料を見落したかどうかにかかわらず、外形上、客観的に誤認が明白であると認められる場合には、明白な瑕疵があるというを妨げない。